

弁護士報酬基準

弁護士法人フロンティア

第一章	総則
第二章	法律相談料等
第三章	着手金及び報酬金
第四章	手数料
第五章	業務委託基本料
第六章	日当
第七章	実費等
第八章	雑 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この基準は、弁護士法人フロンティアの弁護士費用に関して基準を定めることを目的とする。

(趣旨)

第二条 弁護士法人フロンティアがその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、この基準の定めるところによる。

(弁護士報酬の種類)

第三条 弁護士報酬は、法律相談料、照会手数料、戸籍謄本等の取得手数料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、業務委託基本料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

用 語	意 義
法律相談料	法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
照会手数料	弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会（以下「23 条照会」という。）等の照会の対価をいう。
戸籍謄本等の取得手数料	戸籍謄本（抄本、附票を含む）、住民票、登記簿謄本、登記事項証明等の取得の対価をいう。
書面による鑑定料	書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着 手 金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず委任時に支払うべき委任事務処理の対価をいう。
報 酬 金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手 数 料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
業務委託基本料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日 当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第四条 着手金は、事件等の依頼を行ったときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、弁護士との協議により定められたときに、それぞれ支払いをする。

(事件等の個数等)

第五条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼をした事務の範囲をもって、一件とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを支払う。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

3 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一 複数の事件等を委任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

4 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士対し、それぞれ弁護士報酬を支払う。

一 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

二 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の報酬請求権)

第六条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

(弁護士報酬の特則による増額)

第七条 依頼した事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は委任後同様の事情が生じた場合において、第二章ないし第四章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、依頼者と弁護士は、協議の上、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第八条 依頼者は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額支払うものとする。

第二章 法律相談料等

(法律相談)

第九条 法律相談は、電話、対面、メール等で行うものとする。

(法律相談料)

第十条 法律相談料は、以下のとおりとする。

30分ごとに5000円以上2万5000円以下。

(照会手数料)

第十一条 各照会による手数料は以下のとおりとする。特に定めのないときは、依頼者と弁護士との協議により決定することとする。

照会内容	手数料	備考
23 条照会	1 件 3 万円 (税別) +実費	照会先が複数になるときは、2 件目以降は協議により定めるものとする。
その他	23 条照会に準ずる	照会において特に複雑または特殊な事情があるときは、依頼者と弁護士が協議の上、23 条照会手数料の額を超えることができるものとする。

(戸籍謄本等の取得手数料)

第十二条 戸籍謄本等の取得手数料は以下のとおりとする。特に定めのないときは、依頼者と弁護士との協議により決定することとする。

取得書類	手数料	備考
戸籍謄本 (抄本、附票を含む)	1 件 1 万円 (税別) +実費	取得枚数が複数となるときは、二通目以降は協議により定めるものとする。

住民票の写し	1 件 5,000 円 (税別) + 実費	取得枚数が複数となるときは、二通目以降は協議により定めるものとする。
登記簿謄本	1 件 5,000 円 (税別) + 実費	取得枚数が複数となるときは、二通目以降、一通あたり 5,000 円(税別)を加算する。
登記事項証明	1 件 5,000 円 (税別) + 実費	取得枚数が複数となるときは、二通目以降、一通あたり 5,000 円(税別)を加算する。
その他	1 件 5,000 円 (税別) + 実費	取得枚数が複数となるときは、二通目以降、一通あたり 5,000 円(税別)を加算する。

(書面による鑑定料)

第十三条 書面による鑑定料は、50,000 円(税別)以上 100,000 円(税別)以下とする。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者と弁護士が協議の上、30万円を上限に書面による鑑定料を定めるものとする。

第三章 着手金及び報酬金

(着手金及び報酬金の算定基準)

第十四条 着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第十五条 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 四 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

(経済的利益算定の特則)

第十六条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、依頼者と弁護士は協議の上、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、依頼者と弁護士は協議の上、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益一算定不能な場合)

第十七条 第十五条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を1,000万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、依頼者と弁護士は協議の上、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(事件の着手金及び報酬金)

第十八条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、および仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着 手 金	報 酬 金
300 万円以下の場合	8% (税別)	16% (税別)
300 万円を超え 3,000 万円以下の場合	5% + 90,000 円 (税別)	10% + 180,000 円 (税別)
3,000 万円を超え 3 億円以下の場合	3% + 690,000 円 (税別)	6% + 1,380,000 円 (税別)
3 億円を超える場合	2% + 3,690,000 円 (税別)	4% + 7,380,000 円 (税別)

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前三項の着手金および報酬金は、100,000 円 (税別) を最低額とする。

(調停事件及び示談交渉事件)

第十九条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の三分の二に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項の規定により算定された額の二分の一とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第一項及び第二項の規定により算定された額の二分の一とする。
- 4 前三項の着手金は、100,000 円（税別）（次条の規定を準用するときは、50,000 円（税別））を最低額とする。

(督促手続事件)

第二十条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着 手 金
300 万円以下の場合	2%（税別）
300 万円を超え 3,000 万円以下の場合	1%+30,000 円（税別）
3,000 万円を超え 3 億円以下の場合	0.5%+180,000 円（税別）

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、50,000 円（税別）を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第十八条の規定により算定された額と前三項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第十八条又は次条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第十八条の規定により算定された額の三分の一を、報酬金として同条の規定により算定された額の四分の一を、それぞれ受けることができる。

(保全命令申立事件等)

第二十一条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第十八条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定による。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第十八条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の三分の一から二分の一の報酬金を受けることができる。

3 第一項の手續により本案の目的を事実上達したときは、前項の規定にかかわらず、第十八条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第一項及び第二項の規定を準用する。

5 第一項の着手金及び第二項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、100,000 円（税別）を最低額とする。

(民事執行事件等)

第二十二条 民事執行事件の着手金は、第十八条の規定により算定された額の二分の一とする。

2 民事執行事件の報酬金は、第十八条の規定により算定された額の四分の一とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第十八条の規定により算定された額の三分の一とする。

4 執行停止事件の着手金は、第十八条の規定により算定された額の二分の一とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の三分の一とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第十八条の規定により算定された額の四分の一の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、50,000 円（税別）を最低額とする。

第四章 手数料

(手数料)

第二十三条 一回程度の手続き、又は委任事務処理で終了する事件の手数料（税別）は次のとおりとする。

手続き、事務処理内容	手数料	備考
文書作成を伴う通知等	1 件 7 万円	
文書作成を伴わない通知等	1 件 5 万円	文案を依頼者が作成した場合に限る
その他	1 件 7 万円	事案の容易さ、難易度に応じて、依頼者と弁護士が協議した上で文書作成を伴わない場合の手数料に減額することができる。

第五章 業務委託基本料

（業務委託基本料）

第二十四条 業務委託基本料は業務委託契約書に基づくものとする。

第六章 日当

（日当）

第二十五条 日当（税別）は、次表のとおりとする。

四分の一日（往復一時間を超え二時間まで）	10,000 円以上 30,000 円以下
半日（往復二時間を超え四時間まで）	30,000 円以上 50,000 円以下
一日（往復四時間を超える場合）	50,000 円以上 100,000 円以下

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第七章 実費等

（実費等の負担）

第二十六条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

（交通機関の利用）

第二十七条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

（この基準に定めのない事項）

第二十八条 この基準に定めのない事項は、依頼者と弁護士との協議により決定することとする。

第八章 雑則

（個別協議）

第二十九条 弁護士報酬に関し、この基準によりがたい事情がある場合には、前 7 章の規定にかかわらず、依頼者と弁護士との個別の協議によりその内容を定めるものとする。